

納税協会 ニュース

9

September 2017 No.246

平成29年9月

納税協会 発行

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4
公益財団法人 納税協会連合会
TEL 06-6135-4062 (編集部直通)
FAX 06-6135-4056 (//)

納税協会ホームページURL
<https://www.nouzeikyokai.or.jp>



MONTHLY NEWS

公認会計士・税理士 新名貴則

平成29年度版「特別試験研究費税額控除制度ガイドライン」を公表

● 平成29年度税制改正における改正内容を反映 経済産業省

特別試験研究費税額控除制度は研究開発税制の一つであり、試験研究のために使用した費用のうち一定割合を税額控除できるものです。産学官連携による共同研究や委託研究を通じた基礎的創造的研究を促進するために設けられています。

平成29年度税制改正において、この制度が改正されたことを受け、経済産業省は平成29年7月12日、平成29年度版の「特別試験研究費税額控除制度ガイドライン」を公表しました。平成29年度税制改正における主な改正事項は次のとおりです。

対象費目の拡大	大学等との共同研究及び委託研究において相手方が支出する費用で、自己が負担するものについては、制度の対象となる費用項目が限定列挙されていたが、これを撤廃。また、光熱費や修繕費等も対象となる旨を明記。
変更の柔軟化	契約変更前に支出した費用でも、次の要件をいずれも満たすものは制度の対象となることを明確化。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当該契約に係るものであることが明らか ➤ 支出日と契約変更日が同一事業年度内
確認方法の簡素化	その事業年度における特別試験研究費であることについて、他の共同研究者による確認を行う際、領収書等との突合は不要とすることを明確化。

「よくわかる消費税軽減税率制度」を公表

● 税率引上げと軽減税率導入は平成31年10月1日から 国税庁

国税庁は平成29年7月26日、「よくわかる消費税軽減税率制度」を公表しました。

消費税率（地方消費税を含む）の10%への引上げは、平成31年10月1日から実施されることが予定されており、これと同時に軽減税率制度が実施されます。また、平成35年10月1日以降は「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。

軽減税率の対象となるのは「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」です。一見、制度によって影響を受ける事業者は、スーパーや新聞社等に限定されそうにも思えますが、それ以外の事業者においても次のような影響があることを指摘した上で、帳簿作成や資料保存等における注意事項をパンフレット形式にまとめています。

経費の税率の確認	飲食料品や新聞を購入して、「会議費」「交際費」「新聞図書費」等に経費として計上するケースは多いはずですが。この場合、税率をきちんと確認した上で帳簿作成を行い、必要な資料を保存する必要があります。また、消費税申告書においては異なる税率ごとに税額の計算を行う必要があります。
免税事業者の対応	平成35年10月1日以降は、「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります。「適格請求書等」は課税事業者しか発行できないので、免税事業者からの仕入れについては仕入税額控除が原則として認められなくなります。したがって、免税事業者にとっては、あえて課税事業者を選択する等の対応を求められることとなります。

「法人事業概況説明書」の様式を改訂

● 平成30年4月1日以後終了事業年度分より 国税庁

国税庁は「法人事業概況説明書」の様式を改訂しました。平成30年4月1日以後終了事業年度分より、改訂後の様式が適用されます。

具体的には、法人の実態をより細かく把握するために、主に次のような改訂が行われています。

- 法人番号の記載追加、納税地等の記載削除
- 海外子会社の出資割合等の記載追加
- PCのOS(Windows、Mac等)、メールソフト、データの保存先等の記載追加
- 社内監査の実施状況の記載追加

今後の税制をめぐる政府等の動き 内閣府

政府は平成29年7月18日から、マイナンバー制度による異なる行政機関同士の情報連携の試行運用を始めました。3か月程度の試行期間を経て、今年秋頃から本格運用を開始する予定です。また、同日から個人向けポータルサイト「マイナポータル」の試行運用も開始しています。

対象となる事務手続は、児童手当の申請、保育所の入所申請など1,800以上に上ります。試行期間中は従来どおりの手続が必要ですが、本格運用が開始されると種々の資料の提出が省略可能となります。